

排水設備設置資金高齢者助成金制度のご案内

お住まいになっている一般住宅または店舗併用住宅の水洗化工事をする高齢の所有者（排水義務者）に対して工事費の一部を助成する制度です。

公衆衛生の向上と水環境の保全のため、早期の水洗化をお願いします。

【ご利用いただける方】

ご本人が所有し、実際にお住まいになっている未水洗の一般住宅または店舗併用住宅の排水設備工事を行う場合で、次のすべての条件にあてはまる方

- ◇ 長野市に住民登録があり、申請時の年齢が **71 歳以上** であること
- ◇ 市税・上下水道料金・受益者負担金（分担金）等に未納がないこと
- ◇ **同一世帯全員**の収入額の合計が **520 万円**（単身世帯の方は **383 万円**）未満であること
- ◇ 戸別浄化槽は、**設置完了の通知の日から 1 年以内** であること
- ◇ **排水設備工事計画確認申請の提出前** であること
- ◇ **対象となる排水設備工事が申請年度内に完了するもの**

ただし、水洗化ローンと重複して申請することはできません。
ご親族等の名義で水洗化ローンをご利用いただく場合も同様です。



【助成金の額】

排水設備工事費の 1 割（1 円未満は切り捨て） 最高 5 万円

- （注意） 高齢者助成金と市の他の補助金等の対象が重複する部分の工事、また店舗併用住宅の場合、業務のみに利用する部分の工事は該当になりません。
くわしい内容につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先

長野市上下水道局営業課 負担金・水洗促進担当
直通 **(026)224-5061**

裏面もご覧ください。

【手続きの方法】

1 高齢者助成金の申請をする

排水設備の工事を依頼する指定工事店に事前にご相談ください。

助成金の申請は、**必ず、排水設備工事の申請と同時にまたは、排水設備工事申請前に**営業課もしくは支所にお持ちください。

- 申請には、次の書類が必要となります。
 - ・ 「排水設備設置資金高齢者助成金申請書」
 - ・ 「市税の納付確認に関する同意書」
 - ・ 同一世帯に属する、中学生以下の子どもを除く全ての方の「市・県民税課税内容証明書」（全部事項）
 - ・ 排水設備の指定工事店が発行する本人宛の「見積書」
 - ・ 「全部事項証明書（申請建物に係るもの）」

2 市より「高齢者助成金交付決定通知書」を送付します

申請に基づき、審査した後、助成金の対象となる方には、「高齢者助成金交付決定通知書」を郵送します。通知書に記載されている期限内に工事を終わらせ、排水設備工事の完了届を指定工事店経由で提出してください。

- 次の書類を送付します
 - ・ 「排水設備設置資金高齢者助成金交付決定通知書」
 - ・ 「排水設備設置資金高齢者助成金対象工事完了報告書」※工事完了後に提出をお願いします

3 工事完了

工事完了後、次の書類を揃えて上下水道局営業課または支所に提出してください。

- ・ 「排水設備設置資金高齢者助成金対象工事完了報告書」
 - ・ 指定工事店が発行する本人宛の「領収書」（原本）
- ※領収書は審査後に郵送でお返しいたします

4 完了した工事内容及び支払金額に基づき助成金の金額が確定

確定した助成金額をお知らせする「高齢者助成金交付額確定通知書」と助成金の振込みに必要となる「排水設備設置資金高齢者助成金交付請求書」を郵送します。

5 「排水設備設置資金高齢者助成金交付請求書」を提出してください

4で送付する「排水設備設置資金高齢者助成金交付請求書」を上下水道局営業課または支所に提出してください。

6 「高齢者助成金」の交付

5の「交付請求書」が営業課に届いてから概ね3週間後に助成金をご本人名義の口座に振込みますので、ご確認ください。